

靴型装具に係る療養費支給申請書への写真の添付について

靴型装具に係る療養費支給申請書には、当該装具の写真（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）の添付が必要となります。添付された当該装具の写真が次の内容を満たしているか、事前にお確かめください。

1. 治療用装具の全体像が確認できる写真であること。
2. 付属部品等も含めて購入したすべての治療用装具が撮影されていること。
3. 中敷き等（靴に挿入するタイプの装具）がある場合には、靴から取り出した状態で撮影されていること。
4. ロゴやタグ（サイズ表記）が撮影されていること。（ロゴやタグが無い場合には不要。）

写真は、「靴型装具に係る療養費支給申請書への写真の添付台紙」に貼り付け、療養費支給申請書に添付してください。写真の添付がない場合には無効となりますのでご注意ください。

なお、写真の撮影者については、被保険者本人、家族、義肢装具士、事業者等のどなたであっても問題はありませんが、支給決定後の写真はお返ししません。ご承知の程よろしく申し上げます。

靴型装具に係る療養費支給申請書への写真の添付台紙

撮影した写真を現像（又はプリント）し、用紙に貼付（プリントの場合は、そのまま申請書に添付で可）していただき、療養費支給申請書に添付して提出をお願いいたします。

靴型装具・頸椎装具 画像貼付台紙

・撮影した画像は、下記の枠内に貼付してください。

記号	番号	被保険者氏名	装具作成 対象者氏名	連絡先
				()

① 装具全体

② 装着したところ